

津山圏域 第2種免許取得支援補助金制度

目的

公共交通の運転手は、高齢化、成り手不足が加速度的に進行しています。
そのため、事業者は後継者・人員不足により、事業者廃業や路線縮小を余儀なくされています。
津山圏域（津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町）では、後継者・人材不足の食い止めを図り、公共交通の維持確保のため、「津山圏域 第2種免許取得支援補助金」制度を実施するものです。

補助内容

新たに「2種免許」を取得する者に対して、**取得費用を（一部）負担し、かつ雇用する旅客自動車運送事業者**に対して、**負担額の1/2（女性の場合は3/4）を補助**します。

また、取得者**1人あたりの補助上限額は20万円、1社あたり10人まで（年度）**となります。

【例】



申請条件

申請には次のような条件があります。

「2種免許の取得者に対して経費を事業者が負担していること。

ただし、**免許の取得期間（該当となる免許を取得日）は平成30年4月1日から平成32年3月31日**までの2年間に限ります。

「**免許取得者を1年以上雇用**」すること。

免許取得後、1年間の継続雇用が必須となります。申請から1年後に「雇用実績が証明できる書類」を提出していただきます。

津山圏域（津山市・鏡野町・奈義町・勝央町・久米南町・美咲町）に事業所・営業所を有する旅客自動車運送事業者であること。

旅客自動車運送事業者とは、「路線バス」「タクシー」「貸切バス」の事業者が対象です。貨物輸送事業者は対象となりません。

申請日から交付決定の間に、旅客運送に係る法令違反等により、行政処分等を受けていないこと。

申請期間

平成30年4月1日（日）から平成32年3月31日（火）まで

申請先

津山圏域公共交通連絡協議会 事務局（津山市産業経済部経済政策課）

〒708-8501 岡山県津山市山北520 津山市役所本庁舎 4階 北側

TEL（0868）32-2075 FAX（0868）32-2154

注1）書面でのみの受付します。E-mail、FAXでの受付はいたしません。

注2）窓口での受付は、市役所の開庁時間に限りです。

申請書類など（～）

津山圏域第2種免許取得支援補助金 交付申請書（様式第1号） 【必須】

☞ 記入例を参考にしてください。

津山圏域を構成する自治体の市税又は町税の完納証明書 【必要に応じて】

☞ 津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町の完納証明書。

ただし、課税されている自治体分のみでかまいません。

（申請日の1ヵ月前までに取得したもの）

企業概要書（様式第2号） 【必須】

☞ 企業概要を記入してください。（記入例を参考）

旅客自動車運送事業者であることを確認できるものの写し。 【必須】

☞ 事業の申請許可証、免状、証登記事項証明書など

登記事業証明書の場合は申請日の3ヵ月前までに取得したもの。

従業員数を証明する書類の写し 【必須】

☞ 雇用台帳、健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書

など従業員の人数がわかるものの写しを添付してください。

実績報告書（様式第3号） 【必須】

☞ 対象となる新規に免許を取得者の取得方法、取得に際して企業が負担した

内容等を記載してください。（記入例を参考）

運転免許証の写し 【必須】

☞ 対象となる、新規に免許を取得者の免許証の写しを添付してください。

自動車教習所への支払いが証明できる書類の写し 【必須】

☞ 申請者（企業）又は免許取得者が、教習所に対して居免許取得費用を支払った

ことが証明できるものを添付してください。領収書等の写しでかまいません。

その経費を負担したことが証明できる書類の写し 【必要に応じて】

- ☞ 申請者（企業）が、免許取得経費を免許取得者へ支払ったことがわかるもの。教習所ではなく、直接免許取得者へ支払をした場合などに添付してください。
例）受領書、振込証など

誓約書 【必須】

- ☞ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく誓約書です。

補助金請求

申請後、免許取得者を1年間以上継続雇用することが、請求の条件となります。

条件を満たした後、「雇用実績を証明できる書類」を添付した、証明**請求書（様式第5号）**にて補助金を請求してください。

なお、申請後1年間を経過したら、申請者（企業）に対して事務局から請求についての有無の確認連絡をいたします。

請求条件となる1年間の間で、申請者（企業）内で、異動・職種変更が生じてもかまいませんが、免許取得者が他社への転職（グループ内企業であっても）した場合は条件を満たしたこととなりませんのでご注意ください。

その他

以下に該当するときは、「補助金の全部若しくは一部を交付しない」あるいは、「交付した補助金の全部若しくは一部の返還」を命ずる場合があります。

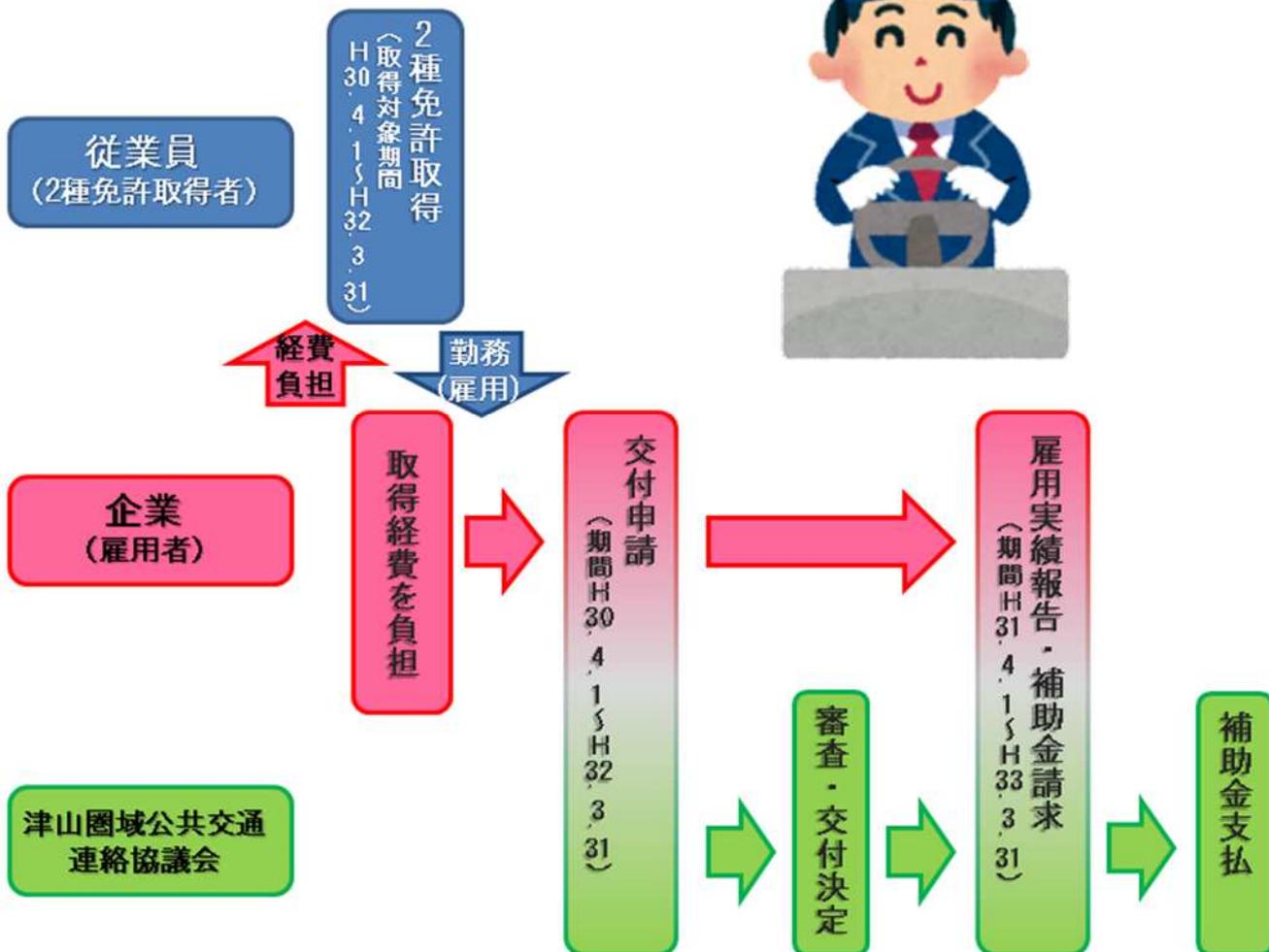
提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっているとき

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しているとき



～第2種免許取得 支援補助金の流れ～



問合せ先

津山市産業経済部経済政策課	(0868) 32-2075
鏡野町まちづくり課	(0868) 54-2982
勝央町総務部	(0868) 38-3111
奈義町総務課	(0868) 36-4111
久米南町総務企画課	(086) 728-2111
美咲町情報交通課	(0868) 66-1112